

## 概説と分析

本書で紹介した差別事件のみから今日の差別事件の全体像を説明することは困難と思われるが、紹介した事件の範囲内での特徴を考察していくことにする。なお、ここで紹介した事件のなかには、資料が掲載できなかったものもあることをお断りしておきたい。

### ①土地差別調査事件

土地差別調査とは、不動産の取引や購入、賃貸、物色などにあたって、その物件と部落との関係を尋ねたり、調べたり、教えたりする行為。

大阪府で、マンションなどの建設予定地周辺の立地条件を調査するマーケティングリサーチ会社が、部落の所在地などの情報を報告書としてまとめ、依頼主に提出していた。報告書にまとめるさい、「地域下位地域」「地域の名前だけで敬遠する人が多い」などの表現を用いて部落の所在を報告していた。

部落解放同盟中央本部は、現在のところ関与が明らかになった調査会社五社、差別表現が記載されながら漫然と受け取り続けた広告会社一三社、ディベロッパー一五社に対する確認作業を鋭意すすめ、ディベロッパー五社と広告会社四社に対して、二〇一〇年一月二四日、三〇日、一二月一日、三日、一〇日に糾弾会をひらき、二一日には調査会社四社に対する糾弾会に取り組んだ。

糾弾闘争で、マンション建設に関する土地購入について、被差別部落を敬遠したり、避けたいとする忌避意識があったことをディベロッパー、広告会社、調査会社ともに認めた。バブル期を経てマンション建設販売の売れ行きが鈍ってきた段階では、慎重さが必要となり、被差別部落内や周辺の土地購入を見送るケースが目立つようになったとの証言がそのことを裏付けている。また、広告会社、調査会社、ディベロッパーとの契約関係が、すべて口頭ですすすめられ、長い慣例が調査会社をしてフリーハンドにさせ、何らの制約も受けない自由な調査を可能にしていた。フリーハンドの調査を依頼された調査会社は、当然、購入予定の物件の現地調査に出向いたり、近隣の不動産業者への聞き込みをおこなったりすることが予測され、近辺に被差別部落や在日コリアン集住地が存在すれば報告対象になることは容易に推測される。契約書すら存在しないずさんな関係が、土地差別調査を可能にするシステムをつくりあげていた。さらに、被差別部落内や周辺は、マンションを建設しても「売れない」「売れにくい」ところと一方的に決めつけ、企業としての社会的責任(CSR)など、微塵も存在しない利益追求の企業姿勢が生み出した差別事件である。

大阪府では、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の改正案が二〇一一年三月一五日、大阪府議会で共産党を除くすべての会派の賛成で可決・成立した。調査業者による差別身元調査を規制する条例に土地差別調査の規制を付加したもの。改正された条例は「土地調査等」を営業のためにおこなう、すべての

「事業者」を対象とし、違反したものには「勧告」「公表」などがおこなわれる。土地差別調査の「違法性」が条例で明確となったことで、撤廃に向けた取り組みが大きく前進することになる。条例は二〇一一年一〇月一日から施行される。

奈良県では、(社)全日本不動産協会奈良県本部が二〇一〇年九月、宅地建物の取引の場で、①同和地区の問い合わせ、②物件が同和地区にないことを条件にする、③外国人、高齢者、障害者、一人親家庭等に入居差別をおこなう、などの事件が発生していることへの解決をめざして、人権教育・啓発の推進体制の充実と会員業者を対象とした研究会の実施、人権問題に対する遵守事項などの指針を定めた。

しかし、こうした取り組みのさなかにも、依然として土地差別問い合わせ事件があとを絶たない状況にある。

東京都では、都内の不動産会社(株)Y社による土地差別問い合わせ事件が発生している。Y社のA社員が二〇一一年一月に物件を紹介した顧客から「物件の周囲地域について、部落地域かどうか、歴史的背景を調べてほしい」との依頼を受けた。A社員は二月四日、物件の調査のために港区役所に行き「港区内で部落だったところがここでわかりますか」と問い合わせをおこなった。東京都連は二〇一一年三月一七日にY社と事実確認会を都内の人権プラザでひらき、Y社は会社としての反省と再発防止に向けた取り組み内容を明らかにすることを約束した。

奈良県では、二〇一〇年五月一七日、葛城市役所への同和地区問い合わせ事件がおきている。葛城市商工観光課へ「K(市内の字名)に部落があるか」という問い合わせがあり、職員の「質問には答えられない。名前を」との問いかけに、「S住宅(不動産会社)Aです」と臆することもなく返答したというもの。その後、同市人権政策課の職員がS社本社を訪問し、事象の内容を説明したさい、問い合わせたA社員は電話での発言内容を認めた。県連は、S社の合意を得て関係行政などと確認会の開催を決めていたが、その後、S社から確認会への参加拒否が伝えられ、そのさい、奈良法務局人権擁護課長が「確認会への参加義務はない」と示唆したとみられている。

兵庫県でも、二〇一〇年六月、S市役所を訪れた市外の建設業者が「営業所をS市に設立したい」「市内に同和地区はありますか」と質問する差別事件がおきている。